

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

平成28年4月1日
遠軽信用金庫

遠軽信用金庫は、少子化対策として各種施策の目標達成に向け、次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 計画内容

- (1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備
 - ① 男性の子育て目的の休暇促進
 - ・ 特別休暇である配偶者の分娩休暇取得を推進する。
 - ② 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置の実施
 - ・ 育児休業前後の労働条件に関する事項についてパンフレット等を作成し、制度の周知を図る。
 - ・ 育児休業後における原職又は原職相当職へ復帰できる体制を確立する。
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
 - ① ノー残業デーを実施し、所定外労働の削減のための措置を講じ、ワークライフバランスの推進を図る。
 - ② 年次有給休暇の取得率50%以上を目標に、有給取得状況のとりまとめなどによる取得推進のための取り組みを図る。
- (3) 雇用環境の整備以外の次世代育成支援対策に関する事項
児童に対する金融教育や若年層に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供する。

以上